

透明性の深化のための見直し比較

【審 1 - 2】

①委員会の審議に関する公開の推進等

		現行	→	今後の方針
1	評価項目の事前公表	募集要項に、大項目・中項目まで記載	→	現行のままとする。
2	配点の事前公表	配点の事前公表なし。	→	<u>分野毎の配点・合計点を事前公表する。</u> (分野毎の詳細な項目・配点については公表しない。)
3	評価項目や配点について委員への事前確認	委員へ事前確認なし。	→	<u>委員へ事前確認をする。</u> 確認方法については、メールによる書類確認等、時間を要しない方法について検討する。
4	点数の付け方	事業者のプレゼンを聞いた後、各委員が採点シートに記入し、それを事務局（総務課）が集計	→	現行のままとする。
5	審議方法	各委員が個別に採点した点数を事務局（総務課）が集計し、候補者を決定（どの委員がどの項目に何点つけたか不明のまま）	→	<u>各委員が個別に採点し、事務局で集計した点数を参考に、他の委員がどのような採点をしたのか意見交換をし、必要に応じて委員個人の点数を変更することができるような制度とする。</u>
6	採点の結果、確定前の点数を変更することができるか	点数を変更することはない。	→	
7	応募者が1社の場合の対応	事業者のプレゼンを聞き、その事業者が候補者にふさわしいかどうか判断する。	→	<u>1社の場合であっても採点シートを活用する（最低基準点である6割を上回っていることが前提）。</u>

②委員会終了後の公開の推進等

1	申請書の公開対応	申請書は公開していない。	→	<u>事業者に了解を得たうえで、申請時に提案した事業の概要をHPで公開する。（選定した事業者のみ）（令和4年度選定施設から実施）</u>
2	申請時に提案した事業の評価を義務付けているか	義務付けていない。	→	<u>草津市指定管理者制度運用ガイドラインを見直し、申請時に提案した事業の評価を義務付け、評価項目の見直しを行う。</u>

※上記見直しにより、市が実施しているプロポーザル方式や、社会福祉法人等審査会（配点の事前公表、点数の付け方、審議方法は異なる）の事業者選定手法と整合する。